

お知らせ版



5/15
2011

No.222

棚倉町役場
企画情報課
☎33-2112

環境美化清掃《クリーンアップ作戦》にご協力お願いします

- ▶実施月日 6月5日(日)【小雨決行】
- ▶実施方法 行政区ごとに実施しますので、1世帯から1名の参加をお願いします。作業は、道路、河川、公園等に投棄されているゴミ（空き缶、空き瓶等）の回収を行います。
- ▶ゴミの処理方法 クリーンアップ作戦用に配布する専用袋を使用し、回収したゴミは分別を行い、各行政区で指定した回収場所へ午前8時30分までに置いてください。ゴミは当日に回収運搬します。
- ▶作業上の注意
 - 道路付近の作業では、交通状況に十分注意し実施してください。
 - この作業は、環境の美化活動でありますので、家庭内のゴミ・粗大ゴミ・土砂は回収しません。
ご協力をお願いします。
- ▶お問い合わせ 住民課 消防環境係 ☎33-2116

住宅用火災警報器は5月31日までに設置しましょう！

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らさせてくれる機器です。消防法により、すべての住宅に設置することが義務付けられています。火災から大切な命を守るために、期限までに住宅用火災警報器を必ず設置しましょう！

▶設置する場所

【設置義務の場所】 【※必ず設置しなければならない場所】

- 寝室（普段就寝に使用している部屋）
- 階段（寝室が2階以上にある場合、寝室のある階の階段）

【設置推奨の場所】

【※義務ではないが、設置することをおすすめする場所】

- 台所や居室



▶設置期限 今年の5月31日まで

▶購入できる場所 電気器具販売店やホームセンターなどで販売しています。

（※消防署では販売していません。なお、購入の際は、日本消防検定協会が保証する鑑定マーク（右のマーク）を目安にしてください。）



※消防署や町役場が、直接「住宅用火災警報器」を訪問販売することはできません。また、特定業者への商品の斡旋や、販売の依頼をすることはできません。悪質な訪問販売には注意しましょう！

※住宅用火災警報器の設置でご不明な点については、棚倉消防署までお問い合わせください。

▶お問い合わせ 棚倉消防署 ☎33-4522

● 倉美館情報 ●

日 時	事 業 名 及 び 内 容	チケット料金
6月4日(土) 開場 13:00 開演 13:30	幼稚園親子演劇鑑賞教室 ぬいぐるみ人形 ミュージカル 「長靴をはいた猫」 ★好評発売中 主催：棚倉町教育委員会	全席指定 大人 2,500円 子供（3才～中学生） 1,000円 ※ただし3才未満でも座席が必要な場合は入場チケットが必要になります。

▶お問い合わせ・チケット予約 棚倉町文化センター ☎0247-33-9610

子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月から9月までの6ヶ月間これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることになりました。

毎年6月提出の「子ども手当現況届」は 今年は不要となります

(ただし、10月に届出・申請などが必要となることが見込まれます。)

子ども手当を受給している方は、毎年6月中に「子ども手当現況届」を提出しなければならないとされています。

しかし、今回のつなぎ法により、現行の子ども手当が暫定的に継続される期間は平成23年9月までの半年間となっており、平成23年10月からは新たな制度となることが見込まれます。

このため、平成23年10月時点で新たな制度に基づく届出等が必要となることが見込まれますので、受給している方の便宜等を考慮して、6月の現況届の提出は不要となりました。

▶お問い合わせ 健康福祉課 福祉係 ☎33-2117

6月の心配ごと相談のご案内

	民生委員	弁護士
開催日	13日(月)	16日(木)
時間	午前9時～ 正午	午前10時～ 午後3時
場所	保健センター	相談室
お問い合わせ	町社会福祉協議会	☎33-2623

4月の町内交通事故発生状況

区分	今年	昨年	増減
件数	5	7	▲2
死者	0	0	0
負傷者	6	9	▲3

4月の町内街頭犯罪発生状況

対象犯罪	今年	昨年	増減
空き巣	0	0	0
忍び込み	0	0	0
車上ねらい	0	0	0
自動販売機ねらい	0	0	0
自動車盗	0	0	0
オートバイ盗	0	0	0
自転車盗	2	1	1
計	2	1	1

棚倉警察署調

棚倉町立図書館 貸出再開のおしらせ

東日本大震災の影響で休館していた棚倉町立図書館について、5月17日(火)より図書等の貸出を再開します。



なお、余震等による安全確保を考慮して、しばらくの間は図書等の貸出のみの対応とさせていただきます。

▶お問い合わせ 棚倉町立図書館 ☎33-4342

「棚倉町結婚紹介者報奨金」の 支給制度について

町内への定住促進を図るため、将来とも末長く棚倉町に居住する見込みの方に、結婚相手を紹介し、婚姻が成立した場合、紹介者に対して報奨金を交付しています。

※ただし、営利を目的とした結婚斡旋業者には支給されません。

▶支給要件

①紹介により結婚された方のいずれかが、町内に住所を有し、婚姻届を受理された時点で年齢が満30歳以上であること。

②婚姻後は、棚倉町に住所を有し、定住する見込みであること。



▶報奨金の額

一組あたり3万円

▶手続き

報奨金の支給を受けようとする紹介者は、結婚された方の婚姻届が受理された日から起算して6ヶ月以内に、企画情報課に用意してある「結婚紹介者報奨金支給申請書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

※なお、町のホームページ

(<http://www.town.tanagura.fukushima.jp/>)でも申請書がダウンロードできますので、ご利用ください。

▶お問い合わせ

企画情報課 情報管理係 ☎33-2112

5月30日～6月5日

◇ ごみ減量・リサイクル推進週間 ◇



JISQ14001:2004
登録番号 JSQE287



国際環境規格 ISO14001取得